

公共建築物等木材利用促進法の 改正について

令和3年10月

林野庁北海道森林管理局



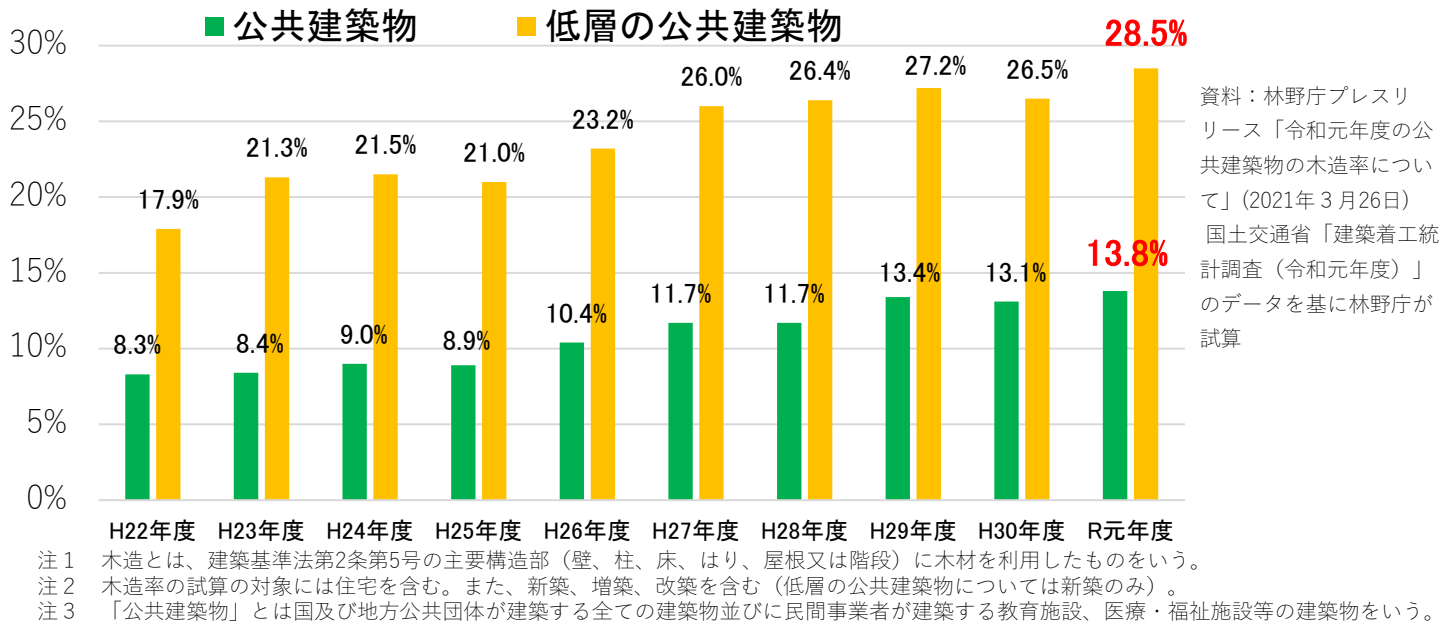
目次

1	公共建築物等木材利用促進法とは	・・・ 1
2	法改正の概要	・・・ 2
3	新しい国の基本方針	・・・ 3
4	建築物木材利用促進協定の概要	・・・ 6
5	市町村の皆様へのお願い	・・・ 8
6	参考情報掲載URL	

1 公共建築物等木材利用促進法とは

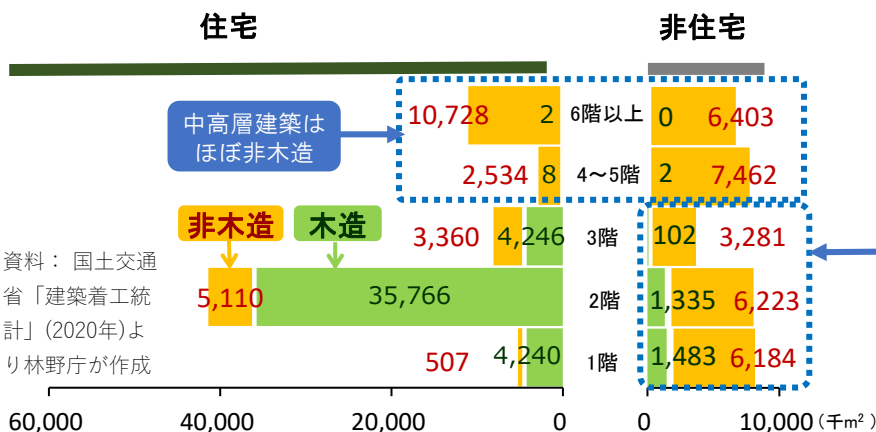
- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は、木造率が低い公共建築物にターゲットを絞り、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促すことにより、民間建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大し、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与をすることを目的として、平成22年に制定。
- 法律の施行後、公共建築物の木造率は上昇傾向で推移。国の基本方針において、積極的に木造化を促進することとしている低層（3階建て以下）の公共建築物の令和元（2019）年度の木造率は、28.5%。

■公共建築物の木造率の推移



- 民間建築物については、木造率の高い低層の住宅以外にも木材の利用の動きが広がりつつあるものの、非住宅分野や中高層建築物の木造率は未だ低位。
- 法制定から10年が経過し、その間に、耐震性能や防耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化によって、建築物における木材利用の可能性は大きく拡大。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進め、人工林の若返りを図ることが必要。

■階層別・構造別の着工建築物の床面積（2020年）



注：住宅とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。

2 法改正の概要

- ①脱炭素社会の実現を位置付け
- ②木材利用促進の対象を公共建築物から建築物に拡大

追加

施行期日
令和3年10月1日

題名 **脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律**

木材利用の意義について基本理念を新設（新第三条） **新設**

第一条 目的

- 公共建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

木材利用促進本部を設置（新第二十五条） **新設**

農林水産大臣（本部長）

総務大臣、文科大臣
経産大臣、国交大臣
環境大臣他

関係大臣で構成

建築物における木材利用促進に関する基本方針を策定・実施の推進等

関係者の役割

基本方針等の策定

第三条 国の責務

（新第四条）

- 木材利用促進に関する施策を総合的に策定・実施
- 自ら率先して公共建築物において木材利用
- 木材利用に関する国民理解の醸成等

維持

第七条 基本方針

（新第十条）

- 農林水産大臣・国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用促進の意義・基本的方向等を定める基本方針を定める

即して定める

第八条 都道府県方針

（新第十一条）

即して定める

第九条 市町村方針

（新第十二条）

基本方針等の対象を公共建築物から建築物に拡大 **追加**

第四条 地方公共団体の責務

（新第五条）

- 国の施策に準じて木材の利用促進に関する施策を策定・実施
- 公共建築物における木材の利用

維持

第五条 事業者の努力

（新第六条）

- 事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努める

追加

林業・木材産業の事業者の木材の安定供給に係る努力義務を規定

①建築物木材利用促進協定制度の創設

（新第十五条） **新設**

- 協定内容を誠実に履行
- 協定を締結した事業者等の取組を支援するための必要な措置

②建築物における木材の利用を促進するための必要な措置

新設

木材利用促進月間(10月)・木材利用促進の日(10月8日)（新第九条）、表彰（新第三十一条）を規定

第六条 国民の努力

（新第七条）

- 木材の利用促進に自ら努める
- 国又は地方公共団体の施策に協力

維持

脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開



3 新しい国の基本方針

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の構成

- 建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大。
→ 新たに設置された木材利用促進本部において、令和3年10月1日に基本方針を策定。

<基本方針の構成>

- 第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 1 建築物における木材の利用の促進の意義
 - 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向
- 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
 - 2 住宅における木材の利用の促進
 - 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
 - 4 公共建築物における木材の利用の促進
 - 5 規制の在り方の検討等
 - 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動
- 第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
- 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
 - 1 木材の供給に携わる者の責務
 - 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
 - 3 建築物に係る建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項
- 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
 - 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
 - 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
 - 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

<主なポイント>

- 法の基本理念を踏まえて木材の利用を促進
- 非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、快適な生活空間の形成にも寄与
- 林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給に係る努力義務
- 木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供
- 建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知
- 公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化
- 安全性の確認を踏まえた建築基準の更なる合理化の検討
- 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰
- コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化
- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

- 国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与
- 木材は「カーボンニュートラル」であり、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果も期待される資材
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組
国、地方公共団体、事業者、国民による、基本理念を踏まえた取組
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
林業・木材産業の事業者による木材の安定供給、適切な伐採・再造林等
- 国民の理解の醸成

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- CLTや木質耐火部材等の普及
- 木造建築物の設計・施工に関する先進的技術の普及
- 中大規模木造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材育成のための研修等
- 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報の提供
- 優良事例等の取りまとめ、木材利用の効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発・普及

2 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する協定制度の積極的な周知
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進

4 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待
- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進
- 木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進
- 木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進
- CLTや木質耐火部材等の活用を努める

5 規制の在り方の検討等

- 安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材利用の推進のための建築基準の更なる合理化等

6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- 公共建築物における木材利用、ホームページやパンフレット等による積極的な国民への普及啓発
- 木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発、国民運動化、顕著な功績のある者の表彰

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、**原則木造化**
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、**内装等の木質化**を推進
- 製材等のほか、**C L T**や**木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術活用**を検討
- 木材を原材料とする備品や消耗品、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入の推進

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の長は、各省計画に、公共建築物における木材の利用の方針（木造化及び内装等の木質化等）、木材の利用の目標（木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分等）、推進体制等を記載

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように**木材の適切かつ安定的な供給**に努める

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

- 木材製造の高度化に関する計画の内容（目標及び内容、木材製造の高度化の実施期間、必要な資金の額及びその調達方法）

3 建築物に係る建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

- 国・地方公共団体は、**C L T**等の**建築用木材**について、**製造に係る技術、製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**を促進

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

- 地方公共団体は、都道府県方針等において、木材利用の促進のための施策を具体的に記載
- 都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物について、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 建築物のライフサイクルコストへの影響と木材利用の意義や効果を総合的に判断**
- 設計上の工夫により、ライフサイクルコストを適正化
- 木質バイオマスを燃料とする暖房機器等の導入にあたり維持管理コスト等も考慮

3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 地方公共団体は、関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努める

4 建築物木材利用促進協定の概要

- 今般の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度が創設。
- 建築主等の事業者等は、建築物における木材利用を促進するために、国又は地方公共団体と本協定を締結できる。
- 地域材の利用促進を目的として活用可能。

1 協定の狙い・メリット

(1) 協定の狙い

- 世界全体で、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発となり、省エネ資材である木材利用の意義が再評価され、木材利用の促進に向けて、これまでにない追い風。
- 建築物における木材利用に取り組もうと考える事業者等が、構想の実現のため、本協定を活用し、国又は地方公共団体や木材供給事業者等と連携して、ウッド・チェンジに向けた取組を推進。

(2) 想定される協定締結のメリット

- メディアに取り上げられれば、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上する。
- 木材利用量を基に、環境保全への貢献度を評価することとしており、ESG投資など新たな資金獲得につながる可能性。
- 国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる。
(例：予算事業における優先的な支援)

2 協定のイメージ

- ① 協定締結者
- ② 構想の内容
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- ⑤ 協定の対象区域
- ⑥ 有効期間

○ 建築主の取組

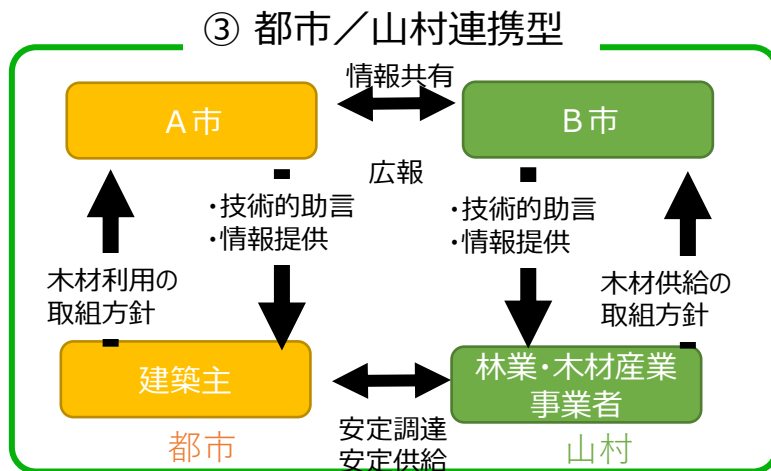
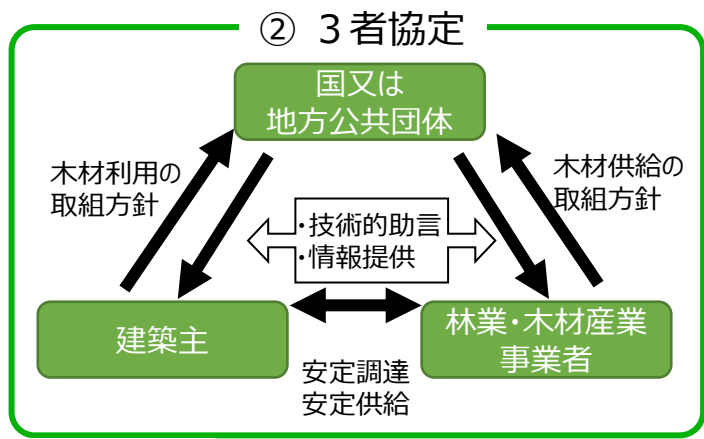
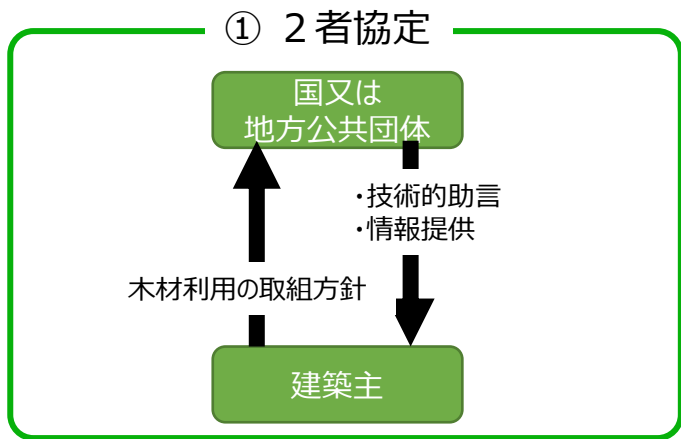
- ・今後●年間で建設予定の▲店舗を木造化
- ・木造化・木質化に使用する木材のうち、地域材を●㎡以上使用
- ・構造材にはJAS製品を■%利用
- ・登録木材関連事業者により合法性が確認された建築用木材を利用
- ・シンポジウムや動画等で木材利用に関する情報を発信

○ 川上・川中等の事業者の取組

- ・店舗等の建設で求められる品質や量の木材の供給体制を整える。
- ・地域材の調達や利用事例についてPR活動を行う。
- ・森林資源の循環利用のため、関係者と連携して植林を行う。

○ 国／地方公共団体の取組

- ・技術的助言を行う。
- ・活用可能な予算事業を紹介する。
- ・優良事例として積極的に広報する。



○建築主以外の協定参画のメリット

木材供給事業者

- ✓ 信頼関係に基づくサプライチェーンを構築。
- ✓ 事業の見通しができるようになり経営が安定化。
- ✓ 林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成。

建築事業者

- ✓ 信頼関係の構築による安定的な需要を確保。
- ✓ サプライチェーンの構築による安定的な木材調達。
- ✓ メディアに取り上げられ、技術力のアピールや社会的認知度が向上。

3 協定締結の手続

(1) 協定締結希望者による申入れ

・協定締結を希望する事業者等は、協定を締結しようとする相手方が国の場合は農林水産大臣に、地方公共団体の場合は、地方公共団体の長に申入れ書を提出する。

・申入れ書の内容が法の趣旨・内容等に整合的かを確認し、協定締結の応否を判断

(2) 協定内容の調整

※ 協定締結に応じることとした場合

・申入れ者との協議を行い、協定内容に係る調整（連携内容、手法等）を行う。

(3) 協定の締結、公表

・協定締結セレモニーを行うなど、メディア等へ効果的発信

・協定を締結した後、協定の内容等（※）を公表

（※）協定の名称、対象区域、協定参加者の氏名

4 申入れ書の記載内容

- ① 申入れ者の氏名、住所
- ② 構想の内容
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
- ④ 構想の対象区域
- ⑤ 構想の達成に向けた取組の実施期間

5 市町村の皆様へのお願い

● 市町村方針の策定

改正公共建築物等木材利用促進法第12条第1項において、市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（市町村方針）を定めることができるとされています。

旧法に基づく市町村方針は、9割以上の市町村で策定いただいていたところですが、今後、民間建築物を含む建築物全般における木材利用を効果的に促進するため、新しい市町村方針の策定をお願いします。

● 公共建築物における率先的な木材利用の推進

新しい基本方針では、公共建築物について、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進することとしています。公共建築物における率先的な木材利用をお願いします。

● 「建築物木材利用促進協定」制度の周知と活用

建築主等の事業者への「建築物木材利用促進協定」制度の周知をお願いします。

また、地域材の利用拡大、川上から川下までが連携した木材利用の取組の促進などに、本協定制度を積極的にご活用ください。

● 木材利用に関する国民理解の醸成

木材利用の国民運動化に向けて、「木材利用促進の日」（10月8日）、「木材利用促進月間」（10月）における重点的な普及啓発の取組をお願いします。

6 参考情報掲載URL

□ 林野庁HP「木材利用の促進について」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzairiyousokusin.html>

関係法令や基本方針、協定制度、木材利用促進本部、木造建築物の事例、ウッド・チェンジ協議会、普及啓発資料、イベント情報など幅広く掲載。

□ （一社）木を活かす建築推進協議会HP <http://www.kiwoikasu.or.jp/index.php>

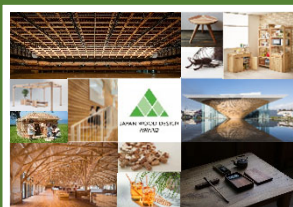
「木造化・木質化に向けた支援ツール」や「木を活かした医療施設・福祉施設の手引き」など、地域において非住宅建築物の整備に取り組む際の課題解決に向けて参考となる情報を多数掲載。

□ 中大規模木造建築ポータルサイト <https://mokuizouportal.jp/index.html>

中大規模建築を木でつくるための技術・情報集約サイト。補助事業や表彰制度も紹介。

□ （一社）全国木材組合連合会運営サイト「Love Kinohei」 <https://love.kinohei.jp/>

外構部の木質化、非住宅建築物の木造化・木質化など、木の街づくりに関する一般向けの情報を掲載。



ウッド・チェンジ
木づかいが 森をよくする 暮らしを変える
林野庁

